

大阪市此花区役所  
広告付き庁舎案内表示設置事業者  
募集要項

令和8年1月  
大阪市此花区役所

## 1 目的

利便性の向上をはじめ、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保することを目的として、行政財産を活用した広告事業を実施するにあたり、次のとおり事業者の募集を行います。

## 2 施設の概要

### (1) 名称

大阪市此花区役所

### (2) 住所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

### (3) 庁舎開庁時間

ア 月曜日～木曜日、第4日曜日

午前9時から午後5時30分まで

イ 金曜日

午前9時から午後7時まで

ウ その他

臨時開庁日（年度末・年度初めの日曜日で大阪市が定める日等）

※土曜日、日曜日（第4日曜日を除く）、国民の祝日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁日

## 3 募集内容

### (1) 事業名称

大阪市此花区役所広告付き庁舎案内表示設置事業

### (2) 設置内容

広告付き庁舎案内表示

※詳細は、別紙1「広告媒体設置仕様書」のとおり。

### (3) 設置場所

大阪市此花区役所 1階ロビー

※詳細は、別紙2「位置図」のとおり。

### (4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付き庁舎案内表示を設置するために使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

### (5) 使用許可期間

使用許可の期間は令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（木）までとします。ただし、令和9年4月1日（金）以降、継続して使用する場合は、当初本市が設定した募集条件を変更しないことを前提として、年度ごとに申請を行うことにより、最長、令和13年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。なお、本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新を保証するものではありません。

使用許可の更新を希望する場合は、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行ってください。更新を希望しない場合は、許可期間終了の3ヶ月前までに、書面にて意思表示をしてください。

#### (6) 使用料について

最低使用料 40,000 円（月額：税抜き）

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。決定後は、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を加算した金額を本市の指定期間内までに全額納付してください。

### 4 応募要件

次に掲げる要件を満たした広告代理店（法人）に限り応募することができます。

- ・広告事業について3年以上の実績を有していること。
- ・直近3年間において、法人税、市町村民税、消費税等の滞納がないこと。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事項に該当しないこと。
- ・大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- ・大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ・本市が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

### 5 遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

- ・広告放映にあたっては、関係法令並びに「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市此花区役所広告掲載要領」を遵守し、事前に本市の承認を得ること。なお、申請は本市が指定する所定の様式により行い、その結果は書面にて通知します。
- ・広告の掲出作業にあたり、本市の業務に支障がないよう十分に留意すること。
- ・広告媒体の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで安全に設置してください。
- ・設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

### 6 応募申込手続等

#### (1) 申込受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月20日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除き、受付は此花区役所の開庁時間のみとなります。

#### (2) 申込受付場所

大阪市此花区役所総務課 3階 32番窓口

住所：〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

事前に電話連絡のうえ次項の必要書類をお持ちください。（郵送等不可）

#### (3) 申込必要書類・部数

名称	様式	部数	内容
応募申込書	様式1	1部	所定の用紙に必要事項を記入
誓約書	様式2	1部	所定の用紙に必要事項を記入

誓約書（暴力団関係）	様式3	1部	所定の用紙に必要事項を記入
現在事項全部証明書	各種証明書（発行日から3か月以内のもの）	1部	発行日から3か月以内のもの
印鑑証明書		1部	発行日から3か月以内のもの
納税証明書		1部	・令和6年度分 ・市町村が発行する固定資産・都市計画税、法人市町村民税の納税証明書及び税務署が発行する法人税、消費税について未納の税額がないことの証明書（納税証明書その3の3）
会社概要・企画内容等	様式自由	1部	広告事業について3年以上の実績・成果物がわかるもの。（会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの及び行政情報・広告掲載など機器設置にあたっての考え方、広告の規格、同種事例等の事業実績・広告料金など仕様書の内容を満たすと判断できるもの）
設置予定機器の仕様書	様式自由	1部	設置予定機器の仕様（サイズ、重量、電気容量等）がわかるもの

## 7 質疑書の提出及び回答

### （1）受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金）まで

### （2）提出方法

質疑書（様式4）により、上記受付期間内に電子メールにより送信してください。送信の際には、メールの件名は「此花区庁舎案内表示」として送信してください。

送信先メールアドレス：td0001@city.osaka.lg.jp

### （3）質疑書への回答

質疑内容を整理したうえで、令和8年2月13日（金）に本市ホームページへ掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

## 8 価格提案書の提出

### （1）価格提案書の提出日時

令和8年2月25日（水）午前11時00分から午前11時15分まで

価格提案書（様式5）の提出は、応募申込みを行ったもの（以下「応募資格者」という。）に限り行うことができます。提出期限以降の受理は一切行いません。

### （2）価格提案書の提出場所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区役所 3階 講堂B

### （3）提出書類等（当日持参するもの）

- ・価格提案書（様式5）
- ・委任状（様式7） ※代理人により代理人名で提案する場合
- ・実印 ※代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した代理人の印鑑

価格提案書については、価格提案書の審査が行われる場所に直接持参して提出してください。  
なお、応募価格は、月額使用料（税抜き）を表示してください。

## 9 價格提案書の審査

### (1) 價格提案書の審査日時

令和8年2月25日（水）午前11時15分から

### (2) 價格提案書の審査場所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区役所 3階 講堂B

### (3) 價格提案審査

価格提案審査では、事前に提出された価格提案書の審査を行います。審査は応募資格者立会いのもとで行い、応募資格者が立ち会わない場合は、本市が指定した者（当該価格審査事務に関係のない本市職員）が立ち会います。なお、価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査結果について異議を申し立てることはできません。

### (4) 價格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料（月額：税抜き）を下回る価格によるもの。

イ 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 指定の日時までに提出しなかったもの。

エ 応募資格者の記名押印がないもの。

オ 本市が指定した価格提案書を用いないでしたもの。

カ 応募価格又は応募申込者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

キ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

ク 価格提案に関し不正な行為を行ったもの。

ケ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

### (5) 設置事業者の決定

設置事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、審査を経て設置事業者の決定後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

### (6) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより決定します。くじを引く順番は応募申込の受付順とし、当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（当該価格審査事務に関係のない本市職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置事業者を決定します。

### (7) 審査結果の公表

設置事業者を決定したときは、当該法人名及びその提示金額を本市ホームページに掲載します。また、設置事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者にお知らせします。

### (8) 價格提案審査の中止又は延期

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

## 10 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、使用許可申請書（様式6）等を提出してください。なお、掲出許可は応募申込書に記載された名義で行います。

#### 11 設置事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他、設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

#### 12 必要経費の負担

次に掲げる費用については、応募資格者または設置事業者の負担となります。

- ・応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用
- ・広告媒体の設置、撤去、保守など広告の運営にかかる一切の費用
- ・広告媒体にかかる一切の電気使用料

納付にあたっては、使用許可期間分の電気使用料を本市が指定する期間までに一括納付するものとします。

- ・別紙1「広告媒体設置仕様書」に規定する個別メーターを設置する場合は、それにかかる費用  
なお、個別メーターを設置しない場合は、本市において別途定めるものとします。

#### 13 その他

- (1) 提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しないものとします。
- (2) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとします。

#### 14 本要項に関する問い合わせ先

担当：此花区役所総務課（3階32番窓口）

住所：〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

電話：06-6466-9556

メールアドレス：td0001@city.osaka.lg.jp

## 広告媒体設置仕様書

### 1 事業名称

大阪市此花区役所広告付き庁舎案内表示設置事業

### 2 事業内容

区役所庁舎内にタッチパネル式のデジタルサイネージ（※）を設置して庁舎案内を行うほか、設置事業者が民間企業等の広告主を募集し広告を掲載する。

（※）表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や情報を表示する広告媒体のこと。

### 3 設置内容

#### （1）設置場所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区役所 1階ロビー

#### （2）台数

1台

### 4 設置可能期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（木）

### 5 規格

#### （1）デジタルサイネージ本体

- ・寸法：高さ 2,000mm×横 1,700mm×奥行 700mm 程度
- ・筐体及び表示面：メーカー標準仕様
- ・周囲の環境と調和のとれた色合いにすること。
- ・腐食等の影響の少ない材質とし、角部等は、鋭利とならないよう適切な加工を施すこと。
- ・タイマー等を用いた自動制御機能を有すること。また、手動操作による電源の ON/OFF が容易に行える構造とすること。
- ・状況に応じて音声出力の音量を調整可能な機能を有すること。ただし、原則として音声は出力しない状態で運用する。

#### （2）コンテンツ内容及び表示

- ・案内コンテンツは、タッチパネル方式により区役所庁舎の各フロア案内表示が可能なものとする。 庁舎平面図から各フロア案内へ遷移できる構成とし、加えて担当部署名や目的等から検索できる機能を有すること。さらに、行事案内（主なイベント情報、子育て・福祉サービス情報等）、バス時刻表、気象情報、ニュース等の表示にも対応すること。
- ・広告掲出可能寸法：ディスプレイの 1/2 以下
- ・多様な利用者を想定し、色覚障がい者への配慮（カラーバリアフリー）を施すこと。また、全ての漢字表記にはふり仮名を表示し、庁舎案内については日本語、英語、中国語、韓国語の 4 カ国

語による表示（本市より文字情報を提供する）とすること。さらに、ユニバーサルデザインを考慮した表示とすること。

- ・車いす利用者等への配慮として、表示画面と床面との間に極力段差が生じない意匠とすること。  
また、タッチパネルの操作部については高所への設置を避け、容易に操作可能な配置とすること。
- ・詳細画面や展開内容は本市との協議により決定し、決定後も必要に応じて仕様変更に対応すること。

## 6 広告媒体の設置及び打合せ・協議の実施について

広告媒体の設置及び打合せ・協議の実施については、原則として開庁日に行うものとする。なお、広告媒体の設置日は設置可能期間内において、本市との協議により決定する。

## 7 必要経費の負担

- (1) 広告媒体の設置、移設、撤去等、広告の運営に要する一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 設置した広告媒体の維持保全や改良のために通常必要となる経費は、事業者の負担とする。
- (3) 電気配線その他付属設備については、事業者の負担により用意すること。
- (4) 事業者は、使用許可期間にかかる使用料及び電気使用料について、本市が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

## 8 その他

- (1) 装置本体の設置は、床面への据置または可動式とし、壁面への設置は不可とする。災害時においても容易に転倒しないよう、ストッパー付きキャスターの装備等、適切な転倒防止措置を講じること。また、店舗への負荷軽減に配慮した施工方法とすること。
- (2) 電気使用量を把握できるよう個別メーターを設置すること。なお、個別メーターを設置しない場合の取扱いについては、本市が別途定めるところによる。
- (3) 広告主の表示や広告枠の掲載内容については、事前に本市による内容審査を受け、承認を得ること。申請は所定の用紙により行い、その結果は書面にて通知する。
- (4) 破損・汚損等があった場合は、すみやかに必要なメンテナンスを行うこと。また、コンテンツは必要に応じて適宜情報を更新すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、または別途協議を要する事項が生じた場合は、その都度本市と協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 本仕様書の内容に疑義がある場合は、事前に質疑書を提出するなど遺漏のないよう確認を行うこと。

